

# 天王寺区ジュニアクラブ運営委員会設置要綱

制 定 平成 19 年 6 月 29 日

直近改正 令和 4 年 7 月 1 日

## (設置)

- 第 1 条 天王寺区ジュニアクラブ（以下、ジュニアクラブ）の育成と組織化に向け、活動内容や運営にかかる事項について、円滑に推進するため、天王寺区ジュニアクラブ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

## (所管事務)

- 第 2 条 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。
- (1) ジュニアクラブの育成活動及び運営に関すること
  - (2) 子ども・青少年の活動の場についての情報収集に関すること
  - (3) ジュニアクラブの組織化に関すること
  - (4) その他、委員長が必要と認める事項

## (組織)

- 第 3 条 運営委員会は、委員長、副委員長及び委員 30 名以内で組織する。
- 2 委員は、子ども・青少年に関わる関係機関・団体等からの代表及び区役所・区保健福祉センターの関係職員等とする。
  - 3 委員に欠員が生じた場合は、2 項の規定により欠員の補充をすることができる。

## (任期)

- 第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長等)

- 第 5 条 運営委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は運営委員会を代表し、議事その他の会務を処理する。
  - 3 委員長は、副委員長を指名できるものとし、副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

- 第 6 条 運営委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外のものに対し、委員会への出席を求めることができる。

## (顧問)

- 第 7 条 運営委員会に顧問を置くこととし、天王寺区長の職にあるものをもって充てる。
- 2 運営委員会は顧問に意見を求めることができ、顧問は委員会に対して必要な助言を行うことができる。

## (事務局)

- 第 8 条 運営委員会の事務局は、天王寺区役所市民協働課に置く。

## (委任)

- 第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

## (年度)

- 第 10 条 この会議の年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を 1 年度とする。

附則 本要綱は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。

附則 本要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 本要綱は、平成4年7月1日から施行する。